

各 位

中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する  
不当廉売関税の課税について

関税定率法の別表第三九〇七・六一号に掲げる高重合度ポリエチレンテレフタレートであって、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするものに対して、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令(平成 29 年政令第 234 号)」により、平成 29 年 12 月 28 日から平成 34 年(令和 4 年)12 月 27 日までを課税期間として、不当廉売関税を課しているところです。

令和 4 年 2 月 10 日より当該不当廉売関税に係る課税期間の延長に関する調査を実施(令和 4 年財務省告示第 35 号)していることから、関税定率法第 8 条第 29 項の規定により、当該調査が終了する日までの間、下記のとおり引き続き当該不当廉売関税が課されますので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 3 9 0 7 . 6 1 号に掲げる高重合度ポリエチレンテレフタレート

2. 対象国

中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)

3. 税率

対象国等	税率
中国を原産地とするもの	53.0%
中国を原産地とするものであって下記生産者により生産されたもの	下記税率
グアンドン・アイヴィエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンユー・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	39.8%
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	51.0%
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン(シアメン)カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	39.8%

4. 期間

令和4年12月28日から不当廉売関税に係る課税期間の延長に関する調査が終了する日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中国を原産地とするもの	S007001
中国を原産地とするものであって下記生産者により生産されたもの	-
グァンドン・アイヴィエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	S007002
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	S007002
ジャンイン・シンユー・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	S007002
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	S007002
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	S007003
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	S007004
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	S007002

問合せ先

通関総括第一部門（手続関係）

TEL03-3599-6337

原産地調査官（原産地認定関係）

TEL03-3599-6527